

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口構造は、平成17年のさくら市誕生以来人口増加傾向となっているが、核家族化、少子化等により1世帯当たりの人数は大きく下がり続けている。平成26年度における14歳以下の割合は14.4%、15歳～64歳は62.4%、65歳以上は23.2%となっており、その割合は30年前と比べると14歳以下は10%程度減少し、65歳以上は10%以上増加している。15歳～64歳については、65%程度でほぼ横ばいで推移していたが、平成22年度以降は減少に転じている。

産業構造は、増加傾向にあった就業者数が、平成17年以降減少に転じている。第1次産業（農林水産業）は、平成2年より継続して減少しているが、反対に第3次産業（商業、サービス業）については増加が続いている。また、増加傾向にあった第2次産業（製造業等）は、平成12年以降減少に転じている。

本市の中小企業は多様な事業活動を通じて本市経済の成長を支える役割を果たし、その多くを占める小規模企業は地域の雇用を支える等地域社会の担い手として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、人口の減少や少子高齢化に伴う内需の縮小や経済活動の国際化の進展に伴う急激な環境の変化により、中小企業は厳しい経営環境に置かれている。

このような中、本市の経済及び社会が今後も発展していくためには、中小企業の果たす役割とその重要性についての認識を共有し、中小企業の成長発展に向けて取り組む必要がある。

そこで、中小企業・小規模企業の振興について市を挙げて推進していくため、さくら市中小企業及び小規模企業振興基本条例を制定した。また、それに伴い中小企業及び小規模企業の具体的な支援策を新たに2本創設した。1つ目の支援策は、販路開拓・経営品質の向上・新商品の開発等新たな事業活動に取り組む中小企業者及び小規模企業者に対する補助制度であり、2つ目の支援策は、市内中小企業者及び小規模企業者の独自技術や製品を保護するとともに、優れた技術を掘り起こし、競争力を高めることを目的とした特許等取得に係る補助制度である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の1つとなり、県北地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

さくら市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種がさくら市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

さくら市の産業は、中心市街地から郊外に至るまで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、さくら市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

さくら市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種がさくら市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から令和5年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

市税を滞納している者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。